令和８年（フ）第５１４号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目33番地の１　アプリーレ塚口　202、前住所千葉県船橋市本町２丁目16番17―202号
債務者　池田優理奈
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３１号
岩手県遠野市綾織町下綾織３地割14番地
債務者　菊池めぐみ
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第３２号
岩手県遠野市大工町３番37号
債務者　宇夫方麻由
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第３３号
岩手県遠野市鶯崎町４番５－４号　鶯崎住宅57―10
債務者　菊池　慶憲
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第８９７号
仙台市宮城野区東仙台２丁目10番６号　サニーコーポ及川203
債務者　菅原　和昭
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８９９号
宮城県多賀城市伝上山３丁目16番23号　ソレイユ多賀城東Ａ101
債務者　三浦　正浩
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９２７号
宮城県岩沼市藤浪１丁目５番３号
債務者　小檜山曜一
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９２８号
宮城県岩沼市藤浪１丁目５番３号
債務者　小檜山幸子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９４６号
仙台市宮城野区栄２丁目５番23―２号　スカイハイツＫ―202、従前の住所宮城県大崎市古川宮内字下供輪堂14番地２　ライフエースＶ　103号
債務者　鈴木　香織
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９５１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東４丁目22番46号　コーポアンデルセン２―106
債務者　七木田俊博
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９６９号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目34番１号　クリスタル夏月103
債務者　熊谷　聡行
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６７号
福島市森合字山根19番地の６コーポマミ201号室、従前の住所福島市伏拝字田中19番地の５サザンピアⅡ206号室
債務者　佐々木優香
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　福島地方裁判所

令和８年（フ）第１０９号
茨城県日立市大久保町５丁目１番14号、前住所茨城県日立市会瀬町３丁目26番９号
債務者　黒須　裕樹
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第５０９号
静岡市駿河区小鹿686番地の17　ピコロモンド205
債務者　高橋　俊光
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９９６号
大阪市住吉区帝塚山中２丁目２番４号　Ｗｉｌｄ　Ｃａｔ帝塚山　501号
債務者　中島　敬子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０７号
大阪市東淀川区東中島６丁目12番35―202号
債務者　西中　秀聡
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３１７号
大阪府守口市滝井元町１丁目４番１―301号　ラフォーレ千林
債務者　山下　久伸
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部